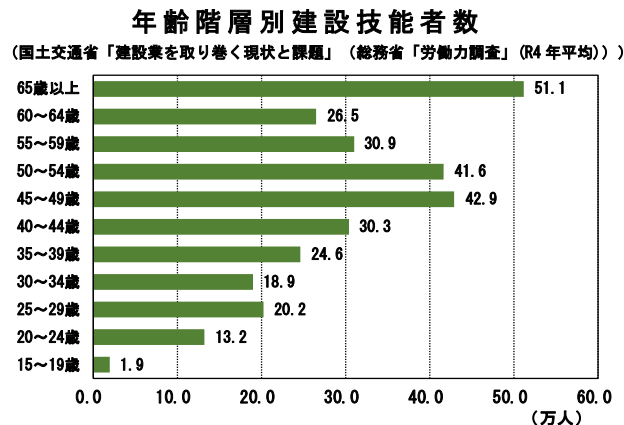
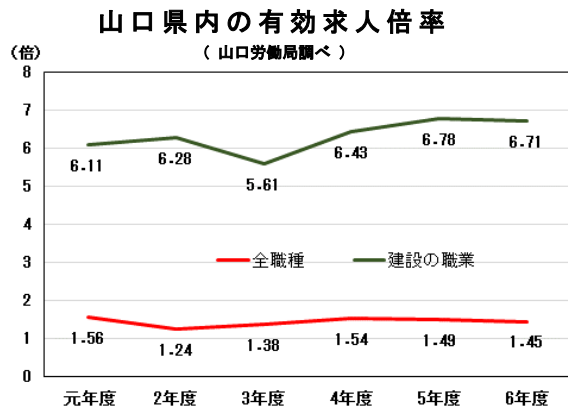


工事を発注する方 そして私たちも変わっていきましょう

厚生労働省山口労働局

建設業で働く方はインフラを支え、災害があれば復旧・復興のために駆けつけて人々の暮らしを守ってくれる「地域の守り手」であり、社会になくてはならない存在です。

こうした方の総実労働時間は全産業と比べて長く、休日も少ない傾向にあり、他の産業に比べても高年齢化とともに人手不足が深刻化していることから、働き方改革を進めるためには、工事を発注する方の協力が不可欠です。



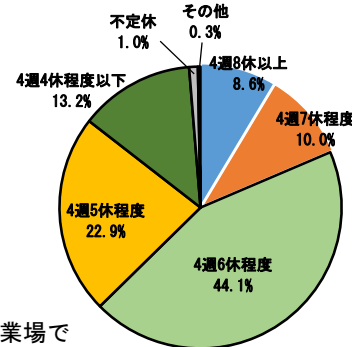
▶建設業で働く方の労働時間や休日の現状は・・・

天候等に左右されながら工期(納期)までに完成させる必要がある建設業では、施工状況の管理・監督を行う技術者の方は、夕方になって職人と呼ばれる技能者の方が帰宅した後も事務所で内勤を遅くまで行い、技能者の方も現場が稼働するなら土曜日も働くなど、技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多いのが実態です。

こうした結果、建設業では年間の出勤日数は全産業と比べて12日多く、総実労働時間は全産業と比べて70時間程度長いデータとなっています。(厚生労働省「毎月勤労統計調査」)

建設業における休日の取得状況

(国土交通省「適正な工期設定等による働き方の推進に関する調査」)



8割を超える事業場で「4週6休以下」となっています。

建設業の労働環境を改善するために・・・

▶時間外労働の上限規制の適用がスタート

労働基準法は、これまで労使協定によって何時間でも可能であった時間外労働を、平成31年4月(中小企業は令和2年4月)から下記の上限を設けて規制していますが、令和6年4月からは建設業においてもこの上限規制が適用されています。

～ 時間外労働の上限規制の概要 ～

	時間外労働の上限	時間外及び休日労働の合計時間数の上限
(原則) 限度時間	月 45 時間 [42 時間] ※ 年 360 時間 [320 時間] ※	①単月：100 時間未満 ②2～6 か月：月平均 80 時間以内
(特別条項) 臨時的な特別な事情がある場合	①年 720 時間 ②月 45 時間 [42 時間] ※を超える月数は年に 6 回以内	

※ [] 内は、3 か月を超える 1 年単位変形労働時間制により労働させる場合

なお、災害時における復旧及び復興の事業に限っては、時間外労働及び休日労働の合計時間数の上限の「単月で 100 時間未満」と「2～6 か月の月平均 80 時間以内」は適用されないことになっています。

詳しくは、建設業における「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」(パンフレット)をご参照ください。



－建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説－



くらし・はたらきマエストロ
たしかめたん

▶適正な工期の設定（休日の拡大・時間外労働の削減）

建設業界では、国土交通省や県などの公共工事における週休 2 日モデル工事の拡大や、「建設現場を土日一斉閉所」とする啓発に取り組まれています。

一方、民間工事では、工事高は売り上げに直結することもあり、週2日の休日を確保するまでに進んでいませんが、工事の発注または受注に当たっては、「長時間労働をしない・させない」、「土日を閉所する」などを前提とした工期設定（契約）とすることが大切です。

▶新技術を取り入れた工法の確立（生産性向上）

時間外労働の制限や週休 2 日などにより減ることとなる稼働時間と完成工期のバランスを保つには、すでに多くの企業で始まっていますが、システムを活用した施工管理はもちろん、ドローンによる 3 次元測量や ICT 建機等の導入など、生産性向上に向けた工夫が必要です。



▶若者が考える働きやすさの実現（人材確保）

後世に残るものづくりの面白さに興味のある若者を発掘しようと、企業では、インターンシップなどの職場体験のほか、事業の情報発信も積極的に行われていますが、私生活も充実したい現代の若者にとってはワーク・ライフ・バランスが重要で、「年休等の休暇がとりやすい」や「長時間残業がない」など、職場環境面での働きやすさを整えることも大切です。

また、技能者の方の賃金が日給月給制である場合、休むことは賃金の減少につながるため、休日を増やそうとする流れにはなりにくい要因となっています。年間収入を確保した月給制等の賃金体系に変えていくためにも、人件費を含む適正な工事代金が下請事業者を支払われることが必要です。

建設業で活用可能な働き方改革相談窓口やおすすめの助成金・・・

▶「働き方改革サポートオフィス山口」(厚生労働省委託事業)

社会保険労務士など専門家が、人材確保や育成、助成金、労務管理など働き方に関するお悩みをお受けし、課題解決のための改善提案を行っていますので、ご利用ください。



－働き方改革サポートオフィス山口－

▶「よろず支援拠点」(経済産業省)

IT を活用した生産性向上、経営改善策の提案・支援など中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆる相談に応じています。



小規模事業者・中小企業、創業予定者のための相談窓口

山口県よろず支援拠点



▶おすすめの各種助成金

人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）

問い合わせ先：山口労働局助成金センター 電話：083-902-1564（平日 8:30~17:15）

デジタル技術を活用して業務の効率化を図る際、これに関連する業務に従事させるうえで必要となる専門的な知識及び技能の習得させるための訓練を実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成するもので、例えばドローン操作習得に利用できます。



働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース：建設業）

問い合わせ先：山口労働局雇用環境・均等室 電話：083-995-0390（平日 8:30～17:15）

生産性を向上させ、労働時間の縮減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するもので、工事積算システムや測量杭打ち機と重機用センサーユニットの導入によって効率化するなどに要した経費のほか、教育訓練や国家資格者によるコンサルティング費用についても一部を助成します。

